

対日有害活動

1 ロシアによる 対日有害活動

一 ソ連時代

戦後、東西冷戦の中、我が国が自由主義陣営の重要な一翼を担うに至り、ソ連を中心とする国際共産主義運動勢力による対日有害活動が活発に行われるようになりました。

ソ連が、外交官、通商代表部、ジャーナリスト等をカバーとして相当数の情報機関員を我が国に送り込み、内外政策や軍事、科学技術に関する諜報活動や高級政府職員を始めとする日本人エージェントを運営して様々な対日有害活動を行っている実態が、「ラストボロフ事件」（昭和二九年一月）、「コノノフ事件」（四六年七月）、「レフチェンコ証言」（五七年一二月）等により明らかにされました。

また、ソ連は、日本漁船に対する拿捕攻勢を強めて「レポ船」（注）を徴募し、情報収集を行いました。警察は、「第一一幸与丸事



北海道周辺海域で活動するロシアの警備艇ソコール（パウク型）
（平成15年6月4日、北海道）

件」（四九年一二月）、「第六五秀栄丸事件」（平成三年一二月）等のレポ船事件を検挙しました。

（注）レポ船とは、ロシア（ソ連）国境警備隊等から、拿捕等の際に働き掛けを受け、又は自ら進んで、我が国の政治、外交、防衛の情報や金品をロシア側に提供する見返りに、ロシアが実効支配している北方領土周辺海域において、ロシア側の承諾の下に、安全に操業できると認められた漁船をいう。

① ラストボロフ事件（昭和二九年一月）

米国に亡命した在日ソ連通商代表部二等書記官ラストボロフは、ソ連の秘密情報機関が日本のあらゆる政府機関に手先を送り込ませていること、自身が情報機関員で外交官を装って日本の内外政策について情報活動に従事していたことを明らかにしました。ラストボロフの供述に基づき、警視庁は、外務省事務官を国家公務員法違反で、貿易会社社長を外国為替及び外国貿易管理法違反で検挙しました。

② コノノフ事件（昭和四六年七月）

在日ソ連大使館付武官補佐官ハビノフ陸軍中佐及びコノノフ空軍中佐が、米軍基地に入りしていた通信機器部品の販売ブローカーであるAに巧みに働き掛けを行い、多額の現金と引換えに米軍機密資料等の入手を企てていた事件で、警視庁は、Aを刑事特別法違反で検挙しました。ソ連側は、スパイの誓約書に署名させた上、交信用の暗号表、乱数表、タイムテーブル等を手渡し、Aを本格的スパイに仕立て上げていました。

③ レフチェンコ証言（昭和五七年一二月）

KGB機関員のノーボエ・プレーミヤ誌東京支局長レフチェンコが、米国議会でソ連の工作活動について証言し、多数の日本人エー

ジェントを運営して、政治工作を行っていた実態を明らかにしました。

二 ロシア連邦の誕生、KGBの解体

ソ連崩壊後のロシアにおいても、KGB(国家保安委員会)の流れを汲むSVR(対外情報庁)やFSB(連邦保安庁)、軍の情報機関であるGRU(軍参謀本部情報総局)を存続させ、スパイ活動を展開しました。警察は「イリーガル機関員による旅券法違反事件」(平成九年七月)や「通商代表部に係る業務上横領事件」(同年一二月)等を検挙し、ロシアが我が国において従前どおりのスパイ活動を継続している実態を説明しました。

① イリーガル機関員による旅券法違反事件 (平成九年七月)

SVRに所属するイリーガル機関員(国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者)が昭和四〇年頃から約三〇年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件で、警視庁は、被疑者宅から乱数表、受信機等を押取り、同人がSVR本部と連絡を取っていたことを確認しました。さらに、SVR機関員とみられる在日ロシア大使館一等書記官が、関係者の活動に深く関与していた実態を解明しました。警察は、ICPO事務総局を通し被疑者に対する国際手配を行っ

ています。

② 通商代表部に係る業務上横領事件 (平成九年一二月)

日本人翻訳家が、SVR機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け約七年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件で、警視庁は、翻訳家を業務上横領罪で検挙しました。翻訳家は、KGBからSVRへの改組を通じて四人の機関員に運営されていました。

三 プーチン政権時代

エリツィン大統領の突然の辞任によりロシアを引き継いだプーチン大統領は、国家の中核に旧KGB出身者を多数登用して政権基盤を強化しました。プーチン政権下では情報機



「イリーガル機関員による旅券法違反事件」の押収物 (平成9年7月、警視庁)

関の組織や権限などを強化する傾向がみられます。警察は、「ボガチョニコフ事件」(平成一二年九月)、「元通商代表部に係る秘密保護法違反事件」(一四年三月)を検挙し、ロシアが米軍や日本の防衛に関する諜報活動を行っている実態を明らかにしました。

① ボガチョニコフ事件 (平成一二年九月)

GRU機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官ボガチョニコフ大佐が、日口防衛交流を奇貨として知り合った海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を手に入れた事件で、警視庁と神奈川県警察の合同捜査本部が、同自衛官を自衛隊法違反(秘密漏えい罪)で検挙しました。自衛官は、同武官から現金等を受け取り、その見返りとして自衛隊内の秘密文書や内部資料を渡していました。

② 元通商代表部に係る秘密保護法違反事件 (平成一四年三月)

GRU機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛調達関連会社社長に対し、米国から供与された情報で我が国の「防衛秘密」であるリーダー誘導ミサイル等に関する情報入手をそそのかしていた事件で、警視庁が、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反(防衛秘密の探知収集の教唆罪)で検挙しました。

2 中国による対日有害活動

一 日中友好の陰で行われる諜報活動

戦後、我が国と中国とは昭和二五年に貿易が開始され、三三年五月の長崎における「中国国旗引き下ろし事件」の発生により一時期停滞はしましたが、三七年には「日中覚書貿易協定」が調印されるなど、経済交流は拡大する傾向にありました。

その後、四七年九月に、日中国交正常化が実現し、四八年二月には、在日中国大使館が東京に開設されました。

五三年八月には、「日中平和友好条約」が締結され、五四年の中国の改革・開放政策等により、中国から大量の代表団や留学生等が来日するようになり、また、我が国から訪中者が増加するなど、両国間の交流は拡大基調をたどっています。

こうした中、中国は、「社会主義現代化」の達成のため、我が国における情報収集活動等対日諸工作を活発に行っています。

これら諸工作の中には違法行為も混在しており、その対日有害活動の一端が「汪養然事

件」(五一年一月)や「横田基地中ソスパイ事件」(六二年五月)で明らかにされました。

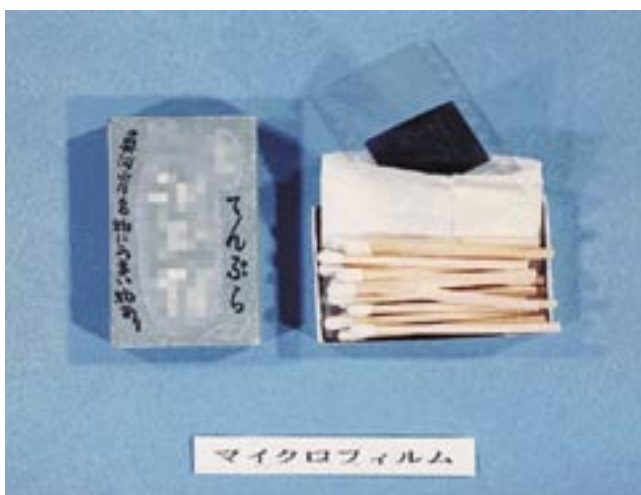
① 汪養然事件(昭和五一年一月)

香港において貿易商社三社を経営し、手広く中国貿易を行っていた香港在住中国人、汪養然は、四六年ころ、中国情報機関員から「香港において中国と取引する中国人業者は、祖国の建設と祖国防衛に協力する義務がある」と迫られ、中国との貿易取引を継続する見返りとして、日本における軍事、産業技術等の情報収集活動を行うよう指示され、以後、汪養然は、貿易業務を装って頻りに来日し、内妻宅をアジトに日本人エージェント数人を利用しながら、「中ソ国境地図等のソ連関係情報」、「外国の航空機エンジン等の軍事関係情報」、「我が国の政治、経済、産業技術に関する情報」等の幅広い情報収集活動を行い、五一年一月に検挙されました。

② 横田基地中ソスパイ事件(昭和六二年五月)

在日ソ連大使館員の働き掛けを受けた中国情報ブローカーAと、中国公司関係者から働き掛けを受けた親中団体幹部Bが、在日米軍横田基地従業員C及び軍事評論家Dらとともに、在日米空軍軍事資料の盗み出し・持ち出しグループを形成し、約八年間にわたり、主とし

て米空軍戦闘機、輸送機のテクニカル・オーダー(技術指示書)を、多額の報酬を得てソ連及び中国に売却していた諜報事件です。Bは、Aからテクニカル・オーダー購入の話を持ちかけられ、訪中の際に公司関係者にテクニカル・オーダー・リストを渡し、五五年ころから訪中の都度、同公司関係者から注文を受けて、Aから買い取ったテクニカル・オーダーを中国に売却していました。



「横田基地中ソスパイ事件」で発見したマイクロフィルム(昭和62年11月)

本事件では、Aの自宅から諜報通信受信用タイムテーブルやマイクロフィルム等が発見されています。

二 依然活発に展開される対日諸工作

我が国と中国とは、平成元年六月に北京で発生した「天安門事件」の影響から一時関係が冷却化しましたが、その後、様々な問題（歴史認識問題・領土問題等）を抱えながらも各種交流は拡大の一途をたどりましました。経済面での交流は特に活発で、現在、我が国にとって中国は世界第二位の貿易相手国であり、中国にとっても我が国は最大の貿易相手国となっています。

「日中国交正常化三〇周年」の一四年には、五、〇〇〇人規模の訪日団や、一万人規模の訪中団が往来するなど、各種行事が行われ、また、一五年には、「日中平和友好条約」締結二五周年として両国で各種行事が行われるなど、活発な交流が行われました。

中国は、急激な勢いで経済発展しているとされ、一五年一〇月には世界で三番目となる有人宇宙飛行に成功し、その技術力、総合力の高さを内外に示しました。

中国の有人宇宙飛行に関して、マスコミは、ロシア宇宙当局高官の話として「中国は取れるものは全て取り、取れないものは買うとい

うやり方で技術をあさった」、「今後の協力には気をつけなくてはならない」と報道しています。

中国は、国家・国防現代化建設のためには我が国からの技術移転が必要不可欠との認識を持っており、公館員を始め公司員、研究者、留学生、代表団等を大量に派遣し、先端技術企業や防衛関連企業関係者等に対する技術移転等の働き掛けを行うなど、活発な情報収集活動を行っています。

中国の情報収集活動は極めて巧妙で、一般の日中友好交流の中で自然を装って行われているとされ、機関員が前面に出ることなく、日本人エージェント等を活用するなどの方法で、諸工作を展開しています。



中国の有人宇宙飛行船「神舟5号」の打ち上げ（平成15年10月）（新華社：共同）

3 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締り

大量破壊兵器や通常兵器等の関連物資に関する貿易管理については、これまでに、国際的な枠組みが構築され、国際社会がこれに取り組んできたところですが、こうした枠組みについては、安全保障を取り巻く情勢に大きな影響を受けてきました。

すなわち、第二次世界大戦終結後は、東西冷戦を背景に、昭和二十四年一月、共産圏への戦略物資・技術の移転を防止することを目的とする対共産圏輸出統制委員会（ココム）が発足し、加盟国による厳しい貿易管理が行われてきました。その後、ソ連の崩壊等を背景に、平成六年三月、ココムは廃止されました。

しかし、冷戦後の世界においても、通常兵器、関連汎用品及び技術の移転に関する透明性の増大や責任のある管理の必要性は依然として高く、その実現を図るための新たな枠組みが、八年七月、オランダのワッセナー市において合意されました。新たに締結された枠組みは、ワッセナー・アレンジメントと呼ば

れ、「地域の安定を損なう恐れのある通常兵器の過度の蓄積を防止すること」を目的として、二八か国が加盟して成立しました。

他方、核兵器、生物兵器、化学兵器等の大量破壊兵器及びその運搬手段としてのミサイルの拡散の防止に関しては、冷戦時代からその拡散の阻止を念頭に置いた貿易管理の国際的な枠組みが構築されてきました。昭和四五年三月には核兵器そのものを規制する「核拡散防止条約（NPT）」、五〇年三月の「生物兵器禁止条約（BWC）」の発効、さらに、六二年七月には、大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部品及び製造設備等の輸出規制である「ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）」、平成九年四月には、化学兵器と生産施設の全廃を定めた「化学兵器禁止条約（CWC）」が発効しています。このほか、汎用品については、「原子力供給国会合（NSG）」や「オーストラリアグループ（AG）」による輸出規制が図られてきました。

三年二月の湾岸戦争終結後は、イラクが非規制品により核兵器、生物・化学兵器等の開発、製造を行っていたことが判明し、大量破壊兵器等の開発は、必ずしも規制品によるとは限らないことが明らかとなりました。こう

【国際的な安全保障貿易管理の枠組み】

		兵 器 等	汎 用 品
通常兵器関連		ワッセナー・アレンジメント	
大量破壊兵器関連	核兵器関連	NPT（核拡散防止条約）	NSG（原子力供給国会合）
	生物・化学兵器関連	BWC（生物兵器禁止条約） CWC（化学兵器禁止条約）	AG（オーストラリアグループ）
	ミサイル関連	MTCR（ミサイル関連機材・技術輸出規制）	

した中、我が国では、八年一〇月から、非規制品に対する「補完的輸出規制」が導入されましたが、その規制は、大量破壊兵器関連の特定貨物を列挙して規制する「スペックダウン方式」であったため、核兵器の開発等に用いられるおそれがあり、諸外国で輸出が規制されている貨物であっても、スペックダウン品でなければ輸出が規制されず、国際的な協調体制の中で我が国が抜け穴になるおそれがありました。一方、米国等諸外国では、核兵器の開発等に用いられることを知った場合には、あらゆる貨物が規制される「キャッチオール規制」が既に導入されており、我が国においても同様の制度の導入が求められていました。そこで、一四年四月から、それまでの補完的輸出規制に代え、日本版「キャッチオール規制」が導入されました。

この改正においては、原則としてすべての貨物が規制対象とされたほか、特定の国向けの輸出については許可申請が不要とされるなどの所要の改正が行われ、輸出管理体制が整備されました。

警察は、これまでに一八件の安全保障関連物資不正輸出事件を検挙しています。これら事案の輸出先としては、北朝鮮向け六件、中国向け五件、旧ソ連向け三件、イラン向け三

件、旧東ドイツ向け一件です。不正輸出の違反形態としては、

① 無許可輸出

「東明商事ココム違反事件」（昭和六二年五月）、「東芝機械ココム違反事件」（六二年五月）等

② 虚偽申告

「ダイキン工業ココム違反事件」（平成元年二月）、「日本航空電子工業に係る武器部分品不正輸出事件」（三年八月）、「菱光社等に係る外為法等違反事件（一一年二月）」等

などが挙げられます。

また、キャッチオール規制違反事件としては、「直流安定化電源不正輸出事件」（一五年一月）、「アイ・ディー・サポートに係る周波数変換器不正輸出事件」（一六年一月）が検挙されています。

今後とも、国内関係機関との緊密な連携や外国治安情報機関等との情報交換等による情報収集により、大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件の摘発に努めていくこととしています。



リビアから搬出した遠心分離器の主要部品を公開した米国エネルギー省長官
（平成16年3月16日、米国）（PANA）